



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
4月7日  
第399号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

<b>○ 告 示</b>	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課)	3
特定計量器定期検査の実施(計量検定所)	3
滋賀県農作物奨励品種の指定(みらいの農業振興課)	3
滋賀県農作物奨励品種の指定の取消し(みらいの農業振興課)	5
道路区域の変更(道路保全課)	5
道路の供用開始(道路保全課)	5
<b>○ 公 告</b>	
基本測量終了公告(監理課)	5
公共測量実施公告(監理課)	6
公共測量終了公告(監理課)	6
市街地再開発組合解散認可公告(住宅課)	8
落札者決定の公告(DX推進課)	8
<b>○ 健康福祉事務所告示</b>	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江)	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江)	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(湖東)	9
<b>○ 県税事務所公告</b>	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部、東北部)	10
<b>○ 公安委員会公告</b>	
技能検定員審査および教習指導員審査実施公告(運転免許課)	10

## 告 示

### 滋賀県告示第172号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アクア守山訪問看護	守山市水保町2891-30	株式会社スタッフシュウエイ 代表取締役 内藤明	愛知県東海市名和町後西19番地	訪問看護	令和5.4.1	2560790178
アクア守山訪問介護	守山市水保町2891-30	株式会社スタッフシュウエイ 代表取締役 内藤明	愛知県東海市名和町後西19番地	訪問介護	令和5.4.1	2570701181

#### 滋賀県告示第173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ステップばーとなー草津	草津市草津町1540番地1	りふれ株式会社 代表取締役 小田長竜太郎	東京都港区六本木三丁目8番9号ソシエ六本木	通所介護	2570601829	令和4.7.31
ヘルパーステーションダブルチーム	草津市東矢倉二丁目35番地13号	株式会社Team present 代表取締役 上野涼平	草津市東矢倉二丁目35番地13号	訪問介護	2570601456	令和5.3.31

#### 滋賀県告示第174号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションリヤンド(絆)栗東	栗東市野尻121-2	HMS株式会社 代表取締役 菅波健二	東京都港区芝大門二丁目5番5号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2561290111

#### 滋賀県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	事業所番号	廃止年月日
-----	------	----	--------	--------	-------	-------

の名称	所在地		の所在地	サービスの種類		
みょうが	東近江市八日市本町6-16	社会福祉法人美輪湖の家	東近江市百済寺本町1543-1	自立訓練(生活訓練)	2510500420	令和5.3.31

滋賀県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションCrass	守山市守山三丁目17-3風の薫荘6号室	訪問看護	-	令和5.4.1

滋賀県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
メープル・クリニック	草津市野路一丁目14番38-204号	病院・診療所	令和5.3.31

滋賀県告示第178号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量が500キログラムを超えるもの)を次のとおり実施する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
彦根市 長浜市(平成21年12月31日現在における伊香郡の地域を除く。) 近江八幡市 草津市 栗東市 野洲市 高島市 東近江市 日野町 竜王町	9月1日(金)から12月27日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)	特定計量器の所在場所

2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第179号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり滋賀県農作物指定品種(以下「指定品種」という。)を指定する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定品種に指定するもの

(1) 種類名 水稻(粳)<sup>うるち</sup>

(2) 品種名 きらみずき

## 2 新指定品種の来歴および特性の概要

(1) 来歴 「きらみずき」は、滋賀県農業技術振興センターにて、「にこまる」を母、「滋賀69号」を父として平成21年に人工交配を行い、その後代から育成した系統である。平成22年には場にてF1養成を行った後、平成22年秋から平成23年夏にかけて世代促進温室にてF2～F4世代を栽培した。平成24年にF5世代で個体選抜を行い、以降は系統育種法に従って選抜と固定を図った。

平成26年にF7世代に収量試験番号「大育3182」を付して生産力検定試験ならびに各種特性検定試験に供試した。平成27年からは奨励品種決定調査において諸特性の把握を行い、令和3年には地方系統番号「滋賀83号」を付した。その結果、有望と認められ、令和5年2月に「きらみずき」と命名し、品種登録出願を行った。なお、令和4年はF15世代にあたる。

## (2) 特性の概要

ア 形態的特性 稈長は「日本晴」および「秋の詩」より短く、穂長および穂数は同程度の「中」である。耐倒伏性は「強」である。

イ 生態的特性 出穂・成熟期は「日本晴」より遅く、「秋の詩」より早く、育成地では中生の晩熟期となる。いもち病は場抵抗性は、葉いちは「中」、穂いもちが「やや弱」である。白葉枯病抵抗性は「中」、縞葉枯病には罹病性である。穂発芽性は「秋の詩」並の「やや難」である。

ウ 品質および食味特性 玄米はやや大粒で、「日本晴」および「秋の詩」より粒形はやや細長く、頂部は丸みを帯びる。高温登熟性に優れ、高温年でも白未熟粒の発生が少なく、外観品質は優れる。なお、食味は「コシヒカリ」と同等以上である。

## 滋賀県告示第180号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり滋賀県農作物奨励品種(以下「奨励品種」という。)を指定する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 奨励品種に指定するもの

(1) 種類名 小麦

(2) 品種名 びわほなみ

## 2 新奨励品種の来歴および特性の概要

(1) 来歴 「びわほなみ」は、平成18年4月に、早生で製粉性、製めん適性が優れ、子実カドミウムの蓄積が少ない日本めん用小麦品種を育成することを目標として、早生で製粉性が優れる「中国153号」を母、晩生だが多収で、製粉性に極めて優れ、また、製めん適性が優れる「北見81号」(後の「きたほなみ」)を父として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センターにて交配を行い、その後代から育成された品種である。旧系統番号は「中国165号」である。平成29年11月22日に「びわほなみ」として品種登録出願された。平成22年度～平成29年度に農業技術振興センターにおいて実施した奨励品種決定調査や現地試験の結果、「びわほなみ」は「農林61号」に比べて成熟期は約4日早く、多収で、製粉性および製めん適性にも優れる成績であった。また、試験栽培段階における加工適性等の実需者評価も良好であった。これらの理由から、平成31年4月に「指定品種」に指定された。

## (2) 特性の概要

ア 形態的特性 稈長は「農林61号」より10cm短く、耐倒伏性に優れる。成熟期の穂は白ふで芒はほとんどない。粒は同等に大粒で、千粒重および容積重もほぼ同等である。粒は黄褐色で光沢があり、明るい。

イ 生態的特性 播性は「農林61号」より低くIの春播型であるが、茎立性は同等の中である。出穂期および成熟期は3日程度早い。茎数が確保しやすく、穂数と子実重は約20%程度多い。赤かび病にはやや弱い。

ウ 品質特性 アミロース含量は「農林61号」よりやや少なく、粒質は粉状質である。硝子質粒はやや発生しやすいが、粒形が丸く粒厚があるため農産物検査の規格規程上で問題となる程度には至らず、外観品質は同等である。収量性が高いことから、蛋白質含量は高まりにくい。子実の灰分は低く、製粉歩留とミリングスコアは高い。製めん評価では、全ての項目(色、外観、硬さ、粘弾性、滑らかさ、食味)で優れており、総合評点は

ASWと同程度に高い。

**滋賀県告示第181号**

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第4条第1項の規定に基づき、次の滋賀県農作物奨励品種の指定を取り消す。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

奨励品種の指定を取り消すもの

- (1) 種類名 大豆 品種名 エンレイ
- (2) 種類名 大豆 品種名 ことゆたか

**滋賀県告示第182号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年4月7日から令和5年4月21日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
国道	303号	長浜市木之本町音羽字黒瀬275番地先から	変更後	最小 9.7m	262.0m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更
		長浜市木之本町音羽字北八子190番2地先まで		最大 40.4m		
		長浜市木之本町音羽字黒瀬275番地先から	変更前	最小 9.7m	262.0m	
		長浜市木之本町音羽字北八子190番2地先まで		最大 40.4m		

**滋賀県告示第183号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月7日から令和5年4月21日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道303号	長浜市木之本町音羽字黒瀬275番地先から 長浜市木之本町音羽字黒瀬270番2地先まで	令和5.4.7	L=62.9m

**公 告**

**基本測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業の地域 彦根市全域、長浜市全域、近江八幡市全域、高島市全域、米原市全域、愛荘町全域、豊郷町全域、甲良町全域、多賀町全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月14日

**基本測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業の地域 大津市全域、草津市全域、栗東市全域、甲賀市全域、野洲市全域、湖南市全域、東近江市全域、日野町全域、竜王町全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月20日

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局滋賀国道事務所長 中尾 勝から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、数値図化)
- 2 作業の地域 草津市橋岡町~大津市藤尾奥町、草津市南笠町~大津市藤尾奥町、大津市月輪一丁目~大津市横木一丁目、大津市一里山三丁目~大津市逢坂一丁目、大津市一里山六丁目~大津市膳所池ノ内町、大津市瀬田大江町~大津市国分二丁目、大津市上田上堂町~大津市国分二丁目
- 3 作業の期間 令和5年3月17日から令和5年8月31日まで

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 矢野 公久から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)
- 2 作業の地域 瀬田川流域  
左岸 大津市関津二丁目~大津市玉野浦  
右岸 大津市石山南郷町~大津市晴嵐一丁目
- 3 作業の終了日 令和5年2月28日

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 高島市全域
- 3 作業の終了日 令和5年2月28日

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、栗東市長 竹村 健から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 栗東市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月20日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路面性状調査)
- 2 作業の地域 マキノ町沢、マキノ町中庄、マキノ町高木浜一丁目、マキノ町高木浜二丁目、マキノ町大沼、マキノ町蛭口、今津町今津、今津町今津桜町一丁目、今津町今津桜町二丁目、今津町弘川、今津町下弘部、今津町日置前、今津町角川、今津町福岡、今津町椋川、新旭町熊野本、新旭町旭、新旭町太田、安曇川町下古賀
- 3 作業の終了日 令和5年3月20日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業の地域 犬上郡豊郷町全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月20日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月24日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(レベル1000航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 犬上郡豊郷町全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月24日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)

- 2 作業の地域 野洲市全域  
3 作業の終了日 令和5年3月31日

#### 市街地再開発組合解散認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定により、元浜町13番街区市街地再開発組合の解散について認可した。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 市街地再開発組合の名称および設立認可の年月日  
名称 元浜町13番街区市街地再開発組合  
設立認可の年月日 平成29年8月18日  
2 解散認可の年月日 令和5年4月7日

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県第二次情報システムサーバ統合基盤機器の賃貸借一式  
2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-3292  
3 落札者を決定した日 令和5年3月14日(火)  
4 落札者の氏名および住所 東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一 東京都千代田区神田練堀町3番地  
5 落札金額 217,212,600円  
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年2月10日(金)

#### 健康福祉事務所告示

##### 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
あいケアステーション	東近江市蒲生堂町338-68	合同会社U n i t e 代表社員 北岡務	甲賀市土山町黒滝389	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2560590164

##### 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英



事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーションばれっと	東近江市八日市金屋2-2-5	株式会社ジッセント・シップ 代表取締役 小泉卓	東近江市八日市金屋2-2-5	訪問看護 介護予防訪問看護	2560590123	令和5.3.31
いっぶく老蘇庵	近江八幡市安土町西老蘇964	社会福祉法人美絆 理事長 松尾隆志	近江八幡市鷹飼町1485番地6	通所介護	2570401022	令和5.3.31

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月7日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションあやめ彦根	彦根市西今町266-1 ニューレークハイツこざわA102号室	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本真奈歩	東京都港区新橋二丁目12番16号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2560290229

滋賀県南部健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月7日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルプステーションわかたけ	草津市川原町298-1	社会福祉法人若竹会	草津市山寺町657-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和5.4.1	2510601004
アクア守山訪問介護	守山市水保町2891-30	株式会社スタッフシュウエイ	愛知県東海市名和町後西19番地	居宅介護 重度訪問介護	令和5.4.1	2510700657

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月7日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利		特定非営利活				

活動法人N POぼぼハ ウス	彦根市大藪町 2410-5	動法人NPO ポポハウス	彦根市平田町107 -11	行動援護	2510200146	令和5.3.31
----------------------	------------------	-----------------	------------------	------	------------	----------

## 県 税 事 務 所 公 告

## 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年4月7日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 佳 子

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9230731号	令和6.3.31	近江八幡市浅小井町2468番地 農事組合法人 浅小井	令和5.3.22

## 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年4月7日

滋賀県東北部県税事務所長 山 根 幹 人

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9346314号	令和6.3.31	愛知郡愛荘町沖429 沖宮農組合(代) 森忠泰	令和5.3.23

## 公 安 委 員 会 公 告

## 技能検定員審査および教習指導員審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年4月7日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

1 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査および同規則第10条第1項各号に規定する教習指導員審査

2 審査の実施日

(1) 第1回

筆記審査 令和5年6月14日(水)

実技審査 令和5年6月14日(水)から同年7月5日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日

(2) 第2回

筆記審査 令和5年8月23日(水)

実技審査 令和5年8月23日(水)から同年9月11日(月)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

(3) 第3回

筆記審査 令和5年11月1日(水)

実技審査 令和5年11月1日(水)から同月16日(木)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

3 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

## 4 審査の対象者

## (1) 技能検定員審査

ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者

イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの

## (2) 教習指導員審査

ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者

イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの

## 5 審査申請の手続

(1) 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽(受審者が宗教または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)を貼付の上、次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証等またはその写しを添えて、(2)の提出先に持参すること。なお、郵送により申請する場合は、必要事項を記入し、写真を貼付した申請書および運転免許証等の写しを簡易書留または特定記録郵便により、(2)の提出先に送付すること。

## ア 技能検定員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許(以下「特定第一種運転免許」という。)に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

(イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(普通)

## イ 教習指導員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

(イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(普通)

(2) 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員等資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。

(4) 審査手数料の納付 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

## ア 技能検定員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,400円(審査細目の一部が免除される者については、23,400円から滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)別表第7(以下「別表第7」という。)の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,500円(審査細目の一部が免除される者については、19,500円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ウ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,700円(審査細目の一部が免除される者については、14,700円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 21,500円(審査細目の一部が免除される者については、21,500円から別表第7の注2または注3に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

イ 教習指導員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 14,550円(審査細目の一部が免除される者については、14,550円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 11,850円(審査細目の一部が免除される者については、11,850円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ウ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,650円(審査細目の一部が免除される者については、9,650円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,450円(審査細目の一部が免除される者については、12,450円から別表第7の注5または注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(5) 申請の受付日時

ア 第1回の審査 令和5年5月22日(月)から同月30日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 第2回の審査 令和5年7月31日(月)から同年8月8日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 第3回の審査 令和5年10月10日(火)から同月18日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

6 問合せ先および審査申請書用紙の請求先 滋賀県警察本部交通部運転免許課 守山市木浜町2294番地(電話 077-585-1255)

審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書きし、返信用切手84円分を同封すること。

7 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。

(2) 審査結果の開示 審査結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付および開示の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 持参する書類等 開示請求する際、審査結果通知書および運転免許証の提示を求める。

エ 開示内容 審査細目ごとの得点

オ 開示する審査結果は、請求者本人のものに限る。また、電話による審査結果の問合せには応じない。